

返戻金制度について

許可番号 13-ユ-317290

株式会社 KICHIJOJI

◆返戻金制度に関する事項 当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

<返金規定>

- ・被採用者が1ヶ月以内に退職した場合は当該紹介手数料の80%を返金
- ・被採用者が3ヶ月以内に退職した場合は当該紹介手数料の50%を返金
- ・被採用者が6ヶ月以内に退職した場合は当該紹介手数料の10%を返金